

県南広域振興局長告示第25号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業者が指定介護予防サービスの事業を廃止しようとする旨次のとおり届出があった。

令和7年3月28日

県南広域振興局長 小 島 純

介護予防訪問入浴介護

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0370500753	アントレーヴ株式会社	i k 訪問入浴サービス	花巻市二枚橋第5地 割 360 番地 1	令和7年3月31日